

全国一斉 新型コロナウイルス感染症

無料

生活相談ホットライン

コロナの影響でローンの返済が難しい

コロナ拡大でGOTO中止!キャンセル料を払わないといけないの?

生活に不安があるけど、何か支援が受けられるかな?



緊急事態宣言で営業時間短縮。暮らしていけない

新型コロナウイルスの影響で生じた様々な問題について、生活困窮・消費者問題・労働問題・災害支援を専門とする弁護士が 無料で ご相談に応じます!

日時 2月25日(木) 午前10時～午後7時

ご相談の方法

2月25日(木) 当日に、下記の電話番号にお電話ください。ご予約不要です。

☎0120-254-994

【主催】日本弁護士連合会・大阪弁護士会

当ホットラインは、日本弁護士連合会災害復興支援委員会・貧困問題対策本部・消費者問題対策委員会の合同企画です。

※大阪弁護士会では、上記期間以外でも新型コロナウイルスに関する電話相談を行っています。

平日 10時～16時 ☎06-6364-2046 (相談料無料・通話料はご負担ください。)

【お問い合わせ】大阪弁護士会 大阪市北区西天満 1-12-5 総合法律相談センター
電話：06-6364-1248 HP：<https://www.osakaben.or.jp/>